

大阪市告示第671号

大阪市市税条例の一部を改正する条例（令和5年大阪市条例第54号）中附則第1項第2号に掲げる規定は、令和8年5月21日から施行する。

令和8年5月20日

大阪市長 横山英幸

(財政局税務部管理課)